

社会福祉法人すみれ会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2. 当法人の課題

保育園と高齢者施設は女性が多い職場と思われがちだが、身体的業務負担が大きく、その負担感が離職理由の一つとなっている。男女ともに職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境を整備することにより、女性の就業が継続できる取り組みが必要である

3. 目標と取組内容・実施期間

目標1：男性職員の育児休業期間を10%アップする

- ・2022年4月～ 過去3年の男女の育児休業取得実績を部署ごとに確認
- ・2022年7月～ 全職員を対象に育児・介護関係制度に関し周知を図る
- ・2022年10月～ 仕事と育児・介護の両立を支援するため、上司、人事担当者による面談を年2回開催
- ・2023年4月～ 出産や育児・介護を理由に退職した職員に対する再雇用制度を導入する

女性の活躍に関する情報公表

令和4年4月1日現在

社会福祉法人すみれ会

- ・管理職に占める女性労働者の割合 50%